

第13回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第13回定例会

平成27年4月27日

開会 15時00分 閉会 16時22分

出席委員 (21名)	会長 小林茂徳	会長代理 渡邊登司美
	1 清水洋	1 3 山崎正勝
	2 上原勉	1 4 花岡豊一
	3 土屋武道	1 5 白倉令子
	5 伊藤義一	1 6 柳沢家保
	6 関直茂	1 7 依田隆喜
	7 竹重文昌	1 8 戸田幸江
	8 依田喜巳男	1 9 長岡政直
	1 0 滝沢辰己	2 0 渡邊重昭
	1 1 小林和恵	2 1 田口千秋
	1 2 柳澤實	

欠席委員

議事録署名委員 7 竹重文昌 8 依田喜巳男

出席職員 (4名)	農業委員会事務局
	事務局長 金井 泉
	次長 柳澤秀夫
	事務局 滝澤友一郎
	事務局 北村久美子

議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画について
報告第1号 農地法第4条の規定による届出について

第8回農業経営改善計画認定審査

※ 会場 庁舎別館4階 第一会議室

渡邊登司美会長代理

皆さんこんにちは。ただいま新しい事務局長さんの自己紹介、挨拶があったわけでございますけれども、少し前までは寒くて雨ばかり降っているという陽気だったんですが、ここにきまして突然の真夏日近しという天候になって、わたしたちの体調ももう面食らっているという感じがいたしますけれども、今回で丁度わたしたちも1年経過したということでございますので、ただ今より第13回農業委員会定例総会を開催いたします。よろしくお願ひします。

小林茂徳会長

皆さん改めましてこんにちは。今日も大変良いお天気になりまして、春というか初夏の装いをしてきたという感じでございます。桜の花も散りまして、これからほんとに青葉若葉の新緑の良い時期になってきたなということでございますけれども、これからしばらくの間は今度は逆に遅霜の被害が心配されるかなといったところでしょうか。そんな中で大変今日も過ごしやすい良い陽気になりました。農作業もこれから非常に忙しくなるわけですが、その辺は置いておいていただき、審議の方に参加させていただきたいと思ひます。お忙しい中と思ひますけれども、慎重審議の上にもスムーズな進行をよろしくお願ひ致します。それでは議事録署名員ですけれども、7番竹重委員、8番依田喜巳男委員にお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひ致します。それでは議事に入らせていただきます。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願ひします。

事務局

はい、それでは第1号議案についてご説明させていただきます。

まず番号1番です。譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん〇〇歳、譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん〇〇歳です。土地の所在は、〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡の2筆合計面積が〇〇〇〇㎡です。申請内容は所有権移転です。申請理由は譲渡人が経営規模縮小、譲受人が経営規模拡大です。譲り受け後の経営面積の合計が〇〇〇〇㎡です。担当委員は小林会長です。

続きまして番号2番です。譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん〇〇歳、譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん〇〇歳です。土地の所在は〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡の7筆合計面積が〇〇〇〇㎡です。申請内容は所有権移転です。申請理由は譲渡人が経営規模縮小、譲受人が経営規模拡大です。譲り受け後の経営面積の合計が〇〇〇〇㎡です。担当委

員は2番上原委員です。

最後に番号3番ですけれども、譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん〇〇歳、譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん〇〇歳です。土地の所在は〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡です。申請内容は所有権移転です。申請理由は譲渡人が贈与、譲受人が受贈です。譲り受け後の経営面積の合計が〇〇〇〇㎡です。こちらの農地ですけれども、〇名の共有名義になっておりまして、今回〇〇〇〇さん所有の〇分の〇の持分を移転するという申請です。担当委員は渡邊登司美代理です。以上です。

議長

はい、それではこれより担当委員の説明に入ります。番号1番の案件につきましてわたくしの担当でございますので説明させていただきます。譲受人の〇〇〇〇さんから見て、譲渡人の〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんの〇〇〇〇、〇〇〇〇さんの〇〇〇〇さんにあたります。〇〇〇〇さんは〇〇〇〇の傍ら農業に携わり、兼業農家ということでございます。〇〇歳ということでございます。場所は資料の1ページをご覧くださいと思いますけれども、〇〇〇〇上、〇〇〇〇と〇〇〇〇に接するところでございますけれども、約〇〇〇〇mくらい上の〇〇〇〇の西のあたり、自宅のすぐ裏〇〇mくらいの土地といったところでしょうか。そういった位置関係になります。譲渡人の〇〇〇〇さんは〇〇〇〇ということもありまして、又地理的なこともありまして、実際の耕作は〇〇〇〇さんの〇〇〇〇さんが実際やっていたようです。今申し上げましたように〇〇〇〇、又地理的なこともあるということで、〇〇〇〇の内に区切りを付けておきたいということで今回の申請となった次第でございます。特に問題はないと思いますので、よろしくご審議の程お願いしたいと思います。質疑に入りますが、質疑のある方は挙手をお願いします。

無いようですので採決をさせていただきます。番号1番の案件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、よって決定とさせていただきます。

続きまして番号2番について、2番上原委員をお願いします。

2上原委員

はい、それではお願い致します。地図は2ページ3条-2に該当する地域です。譲受人の〇〇〇〇さんは、申請地の下に〇〇〇〇さんという表記がありますが、そこが〇〇〇〇さんの自宅となっております。譲渡人の〇〇〇〇さんの現在の住居は、図の左下の方に〇〇〇〇さんと表記がありますが、ここが一応自宅となっております。申請地は〇〇〇〇でも一番北側の方というか、〇〇〇〇地籍と〇〇〇〇、いわゆる

る〇〇〇〇地籍の境に近いほうです。その一点斜線で表記されているのがその境となりますが。位置的には申請地の下の方に道路に接しておりますが、その道路を〇〇〇〇mくらい下の方へ下りますと〇〇〇〇〇に至ります。〇〇〇〇 〇〇〇〇の信号から〇kmくらい、〇〇〇〇〇前の信号からは〇kmくらい〇〇〇〇に行ったところに〇〇〇〇〇がありますが、そこから〇〇〇〇区の方に上る道添いとなります。それで道的には3条-2の表記の下に1本道がありますが、これが〇〇〇〇〇の信号から〇〇〇〇の〇〇〇〇に上る道、その途中から分かれまして〇〇〇〇に至り、それから最終的には〇〇〇〇地籍で〇〇〇〇とぶつかるその道となります。譲渡人の〇〇〇〇さんは若い頃から〇〇〇〇〇と〇〇〇〇地区においていろんな〇〇〇〇等をやっておりまして、農地につきましては〇〇〇〇さんがずっと耕作していた状態です。〇〇〇〇さんはだいぶ〇〇〇〇になりまして、〇〇〇〇も農業をやる意思がないので、〇〇〇〇さんに農業について相談をしたところ、〇〇〇〇〇〇さんも〇〇〇〇ということもあったのですが、〇〇〇〇さんが将来は農業をやりたいということで、それではということで今回将来的に〇〇〇〇さんと農業をやるということで、譲り受けるということで話が整ったようです。特に問題はないと思われますのでよろしくご審議をお願いします。

議長

はい、ありがとうございます。それでは番号2番の件に関しまして、ご質問等ある方は挙手をお願いします。

無いようですので採決をさせていただきます。番号2番の案件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。

続きまして番号3番について、渡邊登司美代理よりお願いします。

渡邊登司美代理

3ページをご覧ください。3条-3と書いてある当該物件の上は〇〇〇〇でございます。私達〇〇〇〇の〇〇〇〇で管理している〇〇〇〇〇が3つございまして、その上の〇〇〇〇が〇〇〇〇、下の方の左側に〇〇〇〇が真下に通っている〇〇〇〇が〇〇〇〇ということで、〇〇〇〇とありますが、現在は一部区間が〇〇〇〇という形になっておりまして、この道を行きますと途中から〇〇〇〇の〇〇〇〇の方へ行く道と、それから〇〇〇〇の〇〇〇〇を經由して〇〇〇〇の方へ行く道ということでございます。当該物件でございますけれども、だいぶ事務局のみなさんにご苦労掛けたわけでございますけれども、〇〇〇〇〇それから〇〇〇〇ともわたしの住んでいる区の住人でございますので、申請書を作成した〇〇〇〇は〇〇〇〇ということで〇〇〇〇の〇〇〇〇〇で、現在そんな形の中で〇〇〇〇というのを使いまして書類を作成

したということございまして、経過を見ていますと結構古くて、最初の○人で共有した土地でございまして、遡ると○○○○年○○月○○日ということですので、もうすでに○○○○年以上ということございまして、今までずっとほっておいた形でございましたけれども、現在その○○○○が耕作している物件で、したがって○分の○を贈与ということございまして。わたしもこの関係については事務局ほど詳しく説明できなくて誠に申し訳ないのですが、基本的には○分の○の部分についてのみ○○○○から○○○○へ贈与ということございまして。よろしくご審議をお願いします。

議長

はい、ありがとうございます。それでは番号3番の件に関しまして、ご質問等ある方は挙手をお願いします。
はい、3番土屋委員どうぞ。

3 土屋委員

はい。譲受人の件でございましてけれども、○分の○ということで、今回初めて共有者になるということなのではないでしょうか。それともこの○分の○の持分の内○分の○は○○○○さんが持っているのか、その辺の持分案分についてわかったらお聞かせいただければと思います。以上でございます。

事務局

はい。○人の共有状態にあるということで、全部別々の方がお持ちです。そのうち○名は○○○○ていまして、今回○○○○さんが持分の○分の○を持つということになります。

事務局次長

整理しますと○名、○○○○さん、○○○○さん、○○○○さんという○人の共有名義になっておりまして、○○○○さんについては所有権上の権利は有していないと、ただし、今現在この農地で耕作をしているという状態でございます。今回○○○○さんの共有分につきまして、従前から○○○○さんが使っているということで今回○○○○さんの方にお譲りしたいという案件でございます。

渡邊登司美代理

言い忘れましたが、当事者の○○○○は現在○の○○○○が○○○○、本人が○○○○ということで○○○○のビルに○○○○を構えて仕事をしている人間でございます。

議長

土屋委員よろしいでしょうか。

3 土屋委員

はい。

議長

はい、他にどなたか。はい、12番柳澤實委員。

1 2 柳澤實委員

この地目は登記と現状はこのとおりだと思いますが、登記は〇になっているけれど現状行ってみたら〇〇〇〇になっていると、それは良いのですがここで審議するのは我々は〇ということで審議するということですよ。

事務局次長

ここでは農地を〇として使っているとすれば現況で判断するという風に思っていていただいて結構です。

1 2 柳澤實委員

では、〇〇〇〇ということで。

事務局次長

〇〇〇〇で使われているのだからこの現況どおり〇〇〇〇でという、柳澤委員がたぶん心配してらっしゃるのはその〇〇〇〇とかの話だと思うのですが、ただそれについては今現状が〇ということでやられているとすると、農業委員会の方で〇ということで許可を出すのは適当でないという風に判断しております。

渡邊登司美代理

現在そういうことで〇〇〇〇になっておりますけれど、〇〇〇〇はそれ以外もその付近で〇〇〇〇だったところを数年前に〇〇〇〇の許可を取りまして、〇反分くらい〇〇〇〇にしているという状況でございます。この3条-3と書いてあるその周辺のところはほとんど〇〇〇〇が耕作しているということですが、〇〇〇〇そのものも〇〇〇〇もやっておりますので、〇〇〇〇の〇〇〇〇が耕作しているのですが、あとで説明があると思いますけれど、その面積約〇haよりちょっと多いですか、これについては今年から〇〇〇〇という近所の農業者に貸すという事で、あとで又説明があると思いますが状況でございます。

1 2 柳澤實委員

渡邊さん責めるとかいうことではなくて、地目変更しないで〇〇〇〇の許可を得て〇を〇〇〇〇にするということになれば収集がつかなくなる、農業委員会の資格を利用しないということはおかしなことになる。それは渡邊さんが悪いということではなく、その辺のところでしたっけ注意して。

渡邊登司美代理

たしか〇〇〇〇年前にですね、この地図上に出ている〇を〇〇〇〇に鞍替えして実際に現状では〇〇〇〇になっているというのが状況です。そして、当該物件は前からわたしが見る限りにおいては〇〇耕作していますね。わたしも農業委員になる前については第一の〇〇〇〇でOKが出たからということで、そういうことで状況が緩んだのかなと思ったのですが。そんなわけです。

1 3 山崎委員

市の対応として〇〇〇〇と〇では固定資産税が違うよね。これはどちらですか。

事務局次長

はい、これは〇です。あくまでも課税地目です。課税地目というのは土地の課税の地目になりますので。だから今現在この方については〇で課税がされているということです。

議長

この許可申請についての部分だけ捉えればこの問題はそんなに深くないんでしょうけれど、〇〇〇〇地区における所の〇と〇の関係というのは非常にややこしいようなお話で、いずれにしてもこの農地法第3条の関係で審議お願いしたいわけですが、その分につきまして採決をとらせていただいでよろしいでしょうか。

1 2 柳澤實委員

時期をみて直す、ということを行入れて、言葉だけではなくて、それでこの採決を取ってもらうということにしておいた方がいいと思います。

議長

今柳澤實委員からお話ございましたように地目の関係は時期をみて修正をするということで、今回のこの案件につきまして賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきますが、いずれにしても修正の方はどこかをお願いしたいと思います。続きまして議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。それでは第2号議案についてご説明させていただきます。第5条の関係今日は3件ございます。

まず1番ですけれども、土地の所在は〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡の2筆合計面積が〇〇〇〇㎡です。申請事由は住宅敷地〇棟で、建築面積が〇〇〇〇㎡です。申請人は譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん〇〇〇〇で、譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さんで、この〇〇〇〇さんの〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんにあたります。契約内容は〇〇〇〇年の使用貸借権設定です。許可基準は用途指定のない地域、〇〇〇〇近くといことで第3種農地になりますので区域で則43-2 第2の1の(1)のエの(ア)のaの(b)で許可になる見込です。担当委員は19番長岡委員です。

続きまして2番です。土地の所在は〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面

積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡の2筆合計面積が〇〇〇〇㎡です。農地区分は1種農地です。申請事由は住宅敷地〇棟です。建築面積が〇〇〇〇㎡です。申請人は譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さんということで、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんという関係になっております。契約内容は使用貸借権設定です。許可基準は用途指定のない地域ですが、こちら農振を除外して今回転用の申請が上がってきておまして、許可基準が集落接続で、則33-4 第2の1の(1)のイの(ア)のaで許可になる見込です。担当委員は1番清水洋委員です。

続いて3番ですが、こちら先月の定例総会で審議いただいて許可になったものですが、〇〇〇〇の方で〇〇〇〇の面積に対して〇〇〇〇の面積が過大すぎるのではないかというような指摘がございました。それで今回また再申請というか取下げで、また今回上がってきております。土地の所在は〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡です。申請事由は太陽光発電施設敷地パネル〇〇〇〇枚分で、建築面積が〇〇〇〇㎡です。申請人は譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。契約内容は永年の使用貸借権です。許可基準は用途指定のない地域で消極的2種の代替性のない土地ということで法5-2-2、第2の1の(1)のカの(ア)になります。担当委員は7番竹重委員です。5条は以上です。

議長

はい、ありがとうございます。ただいま事務局より農地法第5条の規定による許可申請についての説明がありました。それでは番号1番について19番長岡委員お願いします。

19長岡委員

はい、それでは説明申し上げます。1番でございますけれども、ただいま事務局の方から申請者の関係につきまして説明があったわけでございますけれども、まず場所から申し上げたいと思っておりますけれども、申請場所は資料の4ページをご覧くださいと思います。この真ん中のあたりに黒く塗りつぶしてございますのが、〇〇〇〇の〇〇〇〇でございます。その右側が東側になって上が北になりますけれども、その東側に〇〇〇〇の〇〇〇〇が走っておりまして、ここから南下すること約〇〇〇〇mくらい下に〇〇〇〇がございます。道路から橋を渡り1筆宅地があり次の西側の農地が今回の申請農地ということでご覧くださいと思います。貸人の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇は、今説明があったとおり〇〇〇〇さんの〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんということで、〇〇〇〇に現在住んでおられるようございまして、二人とも〇〇〇〇をやられてるということで、借家住まいの上に〇〇〇〇さんも〇〇〇〇なって手狭になってきたということで、今回〇〇〇〇さ

ん〇〇〇〇さんの土地を借り受けまして、住宅を建設したいということで申請に至ったわけでございます。図面見ていただきますとおわかりのとおり東側〇〇〇〇、それから下のところですがこれも〇〇〇〇さんの土地でありますし、西側についてはすでに〇〇〇〇等宅地化が進んでおりまして、〇〇〇〇という建物の上にすでに住宅が建たっているということで、状況を見ますとなんら転用に際しての問題はないというふうに判断されるわけでございます。下水道もその上の道路に接続可能でありますし、1件隣接農地がございますけれどそのすぐ北側ですけれど、同意もいただいておりますということで問題ないと思われまますのでよろしくご審議いただきたいと思います。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。担当委員から説明がありました件に関しまして、ご意見、ご質問等ある方は挙手をお願いします。

無いようですので採決をさせていただきます。この件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、よって決定とさせていただきます。続きまして番号2番について1番清水委員をお願いします。

1 清水委員

はい、それでは説明させていただきます。資料のほうは5ページですけれど、〇〇〇〇というのはどうも説明しづらくて、先ほどの渡邊登司美代理の3ページの続きがこちらの方の道に通じていますので、そんなことで頭に置いてお願いしたいのですが、大体〇〇〇〇から〇kmくらい上ったところという言い方で説明のしようがないのですが申し訳ありません。そんな感じのところでは、この〇〇〇〇さんのお宅の左側のところに〇〇〇〇という大きな〇〇〇〇がありますけれど、それが目印になりますけれどそんなところにあります。〇〇〇〇さんは先程説明がありましたとおり〇〇〇〇さんの〇〇〇〇で、現在は〇〇〇〇の〇〇〇〇さんの〇〇〇〇の方にお住まいでおりますけれど、今回生まれたところに住みたいということで今回の申請になりました。隣接の方の同意も得られましたし、下水道というのも合併浄化槽、右側にあります黒いところが〇〇〇〇ですけれど、そちらの方に水路を通じて流すということで特段問題はないと思われまますので、よろしくご審議いただきたいと思います。

議長

はい、ありがとうございます。担当委員から説明がありました件に関しまして、質問等ある方は挙手をお願いします。

無いようですので採決をさせていただきます。この件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。続きまして番号3番について7番竹重委員をお願いします。

7 竹重委員

はい、前回ご検討いただいた案件の再申請になります。周りの土地については近隣の所有者の同意も得られておりますので全く問題ないと思いますので、再度ご検討のほうよろしくをお願いします。

議長

はい、ありがとうございます。担当委員から説明がありました件に関しまして、質問等ある方は挙手をお願いします。はい、どうぞ。

1 9 長岡委員

一点お願いしたいのですが、前回の書類が手元がないのでわかりませんが、敷地面積に対して建築面積の割合で多いということ指摘されたという理解でよろしいでしょうか。それとも太陽光パネルこれからも出てくるケースがあると思いますが、一応許可基準的なものは敷地面積に対してどのくらいが適当か、申請が通るのかどうか、その辺のところはもし明確な基準があればお示しいただければと思います。以上です。

事務局

はい、今のご質問ですけれども特に明確な転用の基準というものはありません。今回〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡に分筆をかけまして、この建築面積の〇〇〇〇㎡をパネルでやるということでございます。

議長

よろしいでしょうか。

1 4 花岡委員

前回の比較がわからない。

事務局次長

わたくしの方から補足的な説明をさせていただきます。まず訂正ですが3番の面積〇〇〇〇㎡となっておりますが、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡ということになっております。前回〇〇〇〇㎡ということでしたのですが、これは隣接の方との話し合いの中で日影になったりするからその離隔をとってもらいたいと、そういうことで面積を縮小させたということがございました。ただこれにつきまして、東信地区の農業委員会長が集まる地区審議会で審議する中で、いくらなんでも広すぎるだろうと、それだったらその部分は農地として残しておいてくださいと、そういうご意見がございまして、長野県としても許可が出来ないと、もう少し面積の検討してくださいということで今回〇〇〇〇㎡ということになりました。それで、長岡委員がおっしゃいました構造物に対して敷地面積はどのくらいが良いかという点についてですが、滝澤が申し上げたとおりのケースバイケースという話で、必要ならいくらでも良いですよと、必要ないのであれば減らしてくださいと、そう

いう回答しかございませんでした。以上でございます。

1 2 柳澤實委員

これ何kwは発電能力どのくらいになるわけですか。

7 竹重委員

これ足して〇〇〇〇kw。

事務局次長

〇〇〇〇です。

7 竹重委員

現状今も説明したとおり自宅屋根に〇〇枚パネルが乗ってまして、〇kw。それでは小さいということですので隣の土地で〇〇枚〇〇〇〇の申請なんです。

議長

今の事務局の説明でよろしいでしょうか。ご了解いただけましたでしょうか。はい。他にどなたかご質問等あればお受けしますが。それでは無いようですので採決をさせていただきます。この件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。それでは続きまして第4号議案農用地利用集積計画4月分について事務局より説明をお願いします。

担い手支援担当

はい、担当の庭山と申します。よろしく申し上げます。今月の利用集積計画ですが、訂正部分があるのでよろしく申し上げます。利用権設定の6ページの24番〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの案件ですが、締め切り後に申請の取り下げがありましたので削除の方をお願いします。その関係で利用権設定の全体の面積が14ページに書いてありますが、〇〇〇〇㎡と書いてありますが、〇〇〇〇㎡になります。〇〇〇〇の方の面積も書いてありますが、〇〇〇〇㎡が〇〇〇〇㎡に訂正をお願いします。今月の農地利利用集積計画なんですけれども全部で〇〇〇〇件、〇〇〇〇筆、〇〇〇〇㎡、その内利用権設定が〇〇〇〇件、〇〇〇〇筆、〇〇〇〇㎡で、その内の新規の利用権設定が〇〇〇〇件、〇〇〇〇筆、〇〇〇〇㎡、再設定が〇〇〇〇件〇〇〇〇筆、〇〇〇〇㎡、所有権移転が〇件、〇〇〇〇筆、〇〇〇〇㎡になります。利用権設定の7ページ25番から37番ですけれども、〇〇〇〇さんがずっと続いていますが、これは〇〇〇〇さんが個人で貸し借りの契約をしていたのですが、〇〇〇〇の法人名に変更するために、一度解約して再度契約し直したという利用権設定になります。8ページの42番から10ページの74番まで円滑化団体が仲介した利用権設定になります。これは〇〇〇〇さんが撤退した時に賃借権を設定したものを解約しましたので、それを〇〇〇〇さんとか〇〇〇〇さんに借りてもらう

利用権設定になります。特に問題はないかと思いますが審議の方よろしくをお願いします。

議長

はい、ありがとうございます。4月分大変たくさんの方の集積計画出ておりますけれども、何かご質問等ある方は挙手をお願いしたいと思います。はい、3番土屋委員をお願いします。

3 土屋委員

基本的な話で恐縮なんですが、農地を貸す者というところの欄に法人名〇〇〇〇という形がありますが、これは所有者ということで解釈してよろしいですか。

担い手支援担当

農地を貸すものは所有者ということになるのですが、円滑化団体を仲介役として・・・

事務局次長

円滑化団体の役目を説明してあげれば理解していただけると思う。なぜ〇〇〇〇が農地を借りているのか、また、それをまたいわゆる又貸だよね、何でこういう制度を使っているのかというその話をしないと、その話をすればすぐ理解できる話だと思います。

担い手支援担当

円滑化団体は担い手が見つからないだとか、近くに借りてくれる人がいないという場合に地主さんに代わって借りてくれる人を見つけてくれるという団体でして、一度地主さんから借りまして〇〇〇〇から担い手に貸すという2件の利用権設定になるのですが。

1 2 柳澤實委員

中間管理機構になるの？

担い手支援担当

そうです。中間管理機構は〇〇〇〇ではなくて農業開発公社が仲介するという。

1 2 柳澤實委員

中間管理機構ということじゃないでしょ。

事務局次長

はい、違います。農地円滑化団体というのは、貸したい人はいるんだけど、例えば今庭山が説明したとおりに借り手が見つからないとか、あとよく農家の方であるのが誰々さんには貸したくないとか、誰々さんには貸しているが誰々さんには貸したくないという、直接の相対でやるのは非常に難しい家やなんかは、1回この円滑化団体に農地を貸すと白紙委任という形になります。今度農地円滑化団体の方はそれを出来れば利用集積という形になるかと思いますが、地域の中核農家はその農地を又貸するとそういう制度でございます。ですから今回もそういう形で1回円滑化団体を介してそれを白紙委任という形で借りて

いますので再度使いたいという方に貸しているというそういう動きで
ございます。

議長

よろしいでしょうか。わかりやすく説明してもらったほうが。

3番土屋委員

要は又貸ということだね。つまりそれはもっと言えば賃貸料的なもの
はどうなるのですか。

事務局次長

今度ここで設定された耕作者から〇〇〇〇が賃借料を取ってその賃
借料をまた地主さんにとということです。通常農地の場合又貸というの
はバツでございますけれど、そうは言っても先ほど申し上げたとおり
相対ではやだよという極論の話でそういう方もいらっしゃるので、中
間に円滑化団体をかませて賃借料を成立させているという、簡単に言
うとそういう制度でございます。

3土屋委員

この場合は賃貸料ということになると、手続だとかそういうものにつ
いては〇〇〇〇は実入りがあるのですか。要するに〇〇〇〇円で貸
して〇〇〇〇円をまた地主に払うということになると、動いただけで
何もないと。

事務局次長

表面上はそうかもしれませんが〇〇〇〇というのは地域の農業を守
っていくとかそういうところのメリットがありますので、〇〇〇〇の
存在意義としてやっているというふうに理解しております。そのため
にただ単純に〇〇〇〇だから円滑化団体になっているというわけでは
なくて、こういう目的で円滑化団体というものがあります。またそれ
について〇〇〇〇は参加しますよということで登録されていますので、
〇〇〇〇とすればそれなりのメリットはあるということで理解してお
ります。

議長

よろしいでしょうか。はい。ではこの3号議案のとりあえず採決を
とらせていただきますけれど、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。それでは全員の賛成ということで
決定とさせていただきます。それでは議案第3号は以上で終了とい
うことでよろしいですね。

それでは続きまして報告第1号農地法第4条の規定による届出につ
いて事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、それでは17ページをお願い致します。報告第1号というこ
とで農地法第4条の規定による届出について今月1件でございます。

まず土地の所在が〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡、申請事由は農業機械の車庫というか倉庫1棟、建築面積が〇〇〇〇㎡、申請人は〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。ただ今事務局から農地法第4条の規定による届出について説明がございました。ご了解いただきたいと思います。

1 清水委員

すみません。これ敷地面積が〇反歩ありますよね。の内の〇〇〇〇㎡ということですが、この地図でどこかという指定はないのですか。どこへ造っても良いということですか。地図の斜線の部分は〇反歩あると思いますが、それはどこへ造っても良いということですか。

2 0 渡邊重昭委員

これわたしの家のすぐ側なんですけど、この〇〇〇〇の左側の隅、地図でいうとその下ですね。そこに建てる申請になっています。

事務局次長

すみません。表示しなかった事務局のミスです。場所だけどの辺に建つかを。

事務局

はい、倉庫が建つ場所ですが、この上の方というか・・・

2 0 渡邊重昭委員

いえ、この地図でいうと下の方です。下側に道路がありますがその道路の左側の角です。

事務局次長

はい、すみません。説明しますと今長方形に近い形で出ていまして、その一番下側の左端ですよ。そこに〇〇〇〇㎡で農業用機械の車庫を建てるということでございます。すみません、今後1筆で出てしまうシステムになっているものですから、この辺は改良させていただきたいと思っております。

議長

はい、次回からその辺は印を付けておいていただければわかりやすいと思いますのでよろしくお願いします。それでは報告第1号の関係はよろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。

それでは、続きまして第8回農業経営改善計画認定審査について、事務局の方から説明をよろしくお願い致します。

認定農業者担当

はい、それでは農業経営改善計画の審査についてご説明いたします。担い手支援係の柳橋と申しますがまたよろしくお願い致します。今回の審査につきましてはお手持ちの資料2ページを見ていただければわかりますけれども2件でございます。1件は〇〇〇〇さん、また共同

申請で〇〇〇〇さんの〇〇〇〇さんのご家族ということで更新でございます。2番目といたしまして〇〇〇〇さん、新規の区分ということで申請が出てきております。

まず、〇〇〇〇さんの方の説明に入らせていただきますけれども、〇〇〇〇さんにつきましては真ん中にごございますけれども、農業経営改善計画については〇〇年から〇〇年の〇年間で、目標とする営農類型につきましては酪農プラス稲作になっております。酪農部門は増頭による規模拡大、個体能力上昇による乳量乳質の向上を図り収入増を目指す。稲作部門につきましては作付面積の拡大による生産性を高め安定収入を目指すということになっております。農業所得につきましては現状〇〇〇〇万円から目標〇〇〇〇万円、労働時間は現状〇〇〇〇時間を目標〇〇〇〇時間にまで削減する目標となっております。③の関係ですけれども作目部門別ということで、まず酪農でございますが、現状経産牛が〇〇頭でございます、生産量が〇〇〇〇kg。目標につきましては〇〇頭の〇〇〇〇kgという目標になってございます。稲作につきましては〇〇〇〇a〇〇〇〇俵の現状に対しまして、〇〇〇〇a〇〇〇〇俵の目標になっております。牧草につきましては〇〇〇〇a〇〇〇〇tの現状に対しまして、〇〇〇〇a〇〇〇〇tの生産を目指しております。また作業受託につきましては、現状〇〇〇〇aを目標〇〇〇〇aにしたいという目標を立てられております。経営面積につきましては、〇〇〇〇aの現状に対しまして、〇〇〇〇aの目標になっております。なお、作業受託につきましては別面積ということでご承知いただきたいと思っております。右側の方でそれぞれの所有地また借入地と書いてございますけれども、先ほどの面積の差額等もございまして、借入地のほうを若干上げていきたいと、ほぼ現状と目標一緒でございますけれども、畑作の方を若干増やしていきたいというふうになってございます。水稻の作業受託につきましては、現状マックスで田植えの〇〇〇〇a、目標は同じく田植えの〇〇〇〇aがマックスの数字となっております。その他の堆肥撒きということで手書きで書いてございますけれどもその点もご承知いただきたいと思っております。また次の4ページ目の方をご覧いただきまして、機械類の関係でございます施設の関係ということで、現状また目標につきましては現状のとおりということになってございますけれども、〇〇〇〇さんの方に話を聞いてみますと農機具を更新して常に新しいものしていきたいというふうな回答をいただきまして、現状のとおり機械の数字でありますけれども、性能はアップしているというふうにご理解をいただければと思っております。また農用地の利用の条件につきましては目標として借入面積の拡大、集積化、単収の増強ということであります。また、作物部門別の合理化の方向につきましては、作付面積の集積、また大型機械化更新ということで、先ほどのお話のとおり機械の更新をして

いくということでございます。また、酪農につきましては良質な資料を確保いたしまして、個体管理、また能力の向上を図っていききたいということでございます。右の方に行きまして、経営管理の合理化の目標につきましては、現状パソコンによる複式簿記の記帳に対しまして、現状に加えまして経営診断等の導入を図っていききたいと、また、農業従事態様等の改善目標につきましては、家族労働力のみから酪農ヘルパーの利用に結び付けていききたいということでございます。⑦は以上のおりということございまして、下の農業労働力につきましては、現状〇人家族で〇〇〇〇日から〇〇〇〇日の現状に対しまして、見通しが〇〇〇〇日から〇〇〇〇日ということになっております。ご本人様の目標の方で労働時間の削減ということを書いてございますけれども、どうしても酪農が入っているということで一日の作業労働時間は割けられない状況、ただ時間の効率化を目指して時間を減らしていくということをご承知をいただきたいということでございます。また、臨時雇用の方につきましても、〇〇〇〇を見込んでいるというような計画になっております。次のページに行きまして酪農の関係のAttachmentsということで、これはご参考までに見ていただければと思います。こちらの方も台数につきましては現状と目標同じ台数ですけれども、機械の方の性能をアップするというご承知いただきたいと思っております。

それでは続きまして〇〇〇〇さんの経営改善計画認定申請書の関係でございます。すみません、訂正がございまして6ページ真ん中の農業経営改善計画の現状「〇〇」と書いてございますが、「〇〇」の間違いですのでお願いします。〇〇〇〇から〇〇〇〇の〇年間ということをお願い致します。〇〇〇〇さんにおきましては、真ん中の目標とする営農類型については稲作+畑作及び加工品による複合経営の類型になってございます。概要につきましては、稲作は特別栽培米（減農薬）の取組拡大と、畑作につきましては直売所等の出荷量の増大、また加工品の販路拡大、また数量の増ということになっております。農業所得につきましては現状〇〇〇〇万円から目標の〇〇〇〇万円。労働時間につきましては〇〇〇〇時間から〇〇〇〇時間となっております。③農業経営規模の拡大に関する目標につきましては米〇〇 a 〇〇〇〇 k g、ご自宅で使う分も引いて〇〇〇〇 k gの現状に対しまして、〇〇〇〇 a 〇〇〇〇 k g 〇〇〇〇 k gの販売出荷量の目標になっております。大豆につきましては〇〇 a 〇〇〇〇 k g生産量自家消費〇〇 k gを減らしまして〇〇〇〇 k gの販売出荷量の現状に対しまして、〇〇〇〇 a 〇〇〇〇 k g 〇〇〇〇 k gの販売出荷数量の目標になってございます。小麦が〇〇〇〇 a 〇〇〇〇 k gで〇〇〇〇 k gの販売出荷量に対しまして、〇〇〇〇 a 〇〇〇〇 k g 〇〇〇〇 k gの販売出荷量になってございます。バレイショにつきましては〇〇〇〇 a 〇〇〇〇

kg ○○○○ kg の販売出荷量に対しまして、○○○○ a ○○○○ kg で○○○○ kg の販売出荷量になっています。果樹のカリンにつきましては、○○○○ a ○○○○ kg ○○○○ kg の販売出荷量に対しまして、○○○○ a ○○○○ kg ○○○○ kg の販売出荷量となっております。ブロッコリーにつきましては○○○○ a ○○○○個に対しまして○○○○個、販売出荷量は次回消費の部分も含めて減っておりますけれど、○○○○ a ○○○○個○○○○個の販売出荷量となっております。各種野菜ということで○○○○ a ございまして、これにつきましてはいろいろな野菜を作っているということで、生産量につきましてはわからないということになっております。経営面積○○○○ a に対しまして、目標○○○○ a の面積になってございます。右の方に移りまして所有地につきましては現状と目標と変わらず、借入地が田んぼで○○○○ a、畑で○○○○ a を借り入れる予定で書いてございます。その下にいきまして、○○○○さんの場合につきましてはカリンの加工品というのがその他の関連でございまして、これにつきましては○○○○ml の瓶詰めのジュースになってございまして、現状○○○○本に対して目標○○○○本にしたいと、小麦の加工品の干しうどんにつきましては○○○○束を○○○○束にという目標になってございます。7 ページ目ご覧いただきまして、機械の関係につきましては現状と目標と変わらずでございまして、農用地の利用条件につきましてはそれぞれ先ほど申し上げたとおり、借りていく方の面積が多くなっていくわけですが、現状米に対しての作れる状況が少ないものですから、その分干しうどんの方に小麦を回すことが出来ないと、それで農地を借りた上で麦を作付けできれば、いくらでも加工会社につきましては受け入れ可能ということになっておりますので、製品の出荷ができるという状況になっております。あと、左下の作物のところですね、加工品（カリンエキス、干しうどん）の現状につきましては、○○○○や直売所中心の販売から、今後はインターネット等での販路を拡大したいという意欲を持っております。また、それぞれの直売所の現状だけではなくていろいろな所に声をかけて製品を置いていくような努力をしているというような話をしてございました。右側の方につきましては青色申告の実施に対しまして、加工食品の直売所数の拡大及びインターネット等での販売ということで、先ほど申したとおりでございまして、また、⑥農業従事態様等の改善目標につきましては農地の集積を図っていきたいということでございまして、下の⑦につきましては以上のおりでございまして、農業労働力につきましては現在○人で行っております。ご本人と○○○○、○○○○さんのお手伝いも含めて現状と見通し変わらずということでありまして、何とか生産を拡大して、また、加工品の販売を含めて規模拡大、販路拡大し農業所得を増やしていく計画でございまして、2 件につきましては合わせて

いう運動がありまして、その時にカリンを作ったのですが、その加工品がどうしても出来ないということで、〇〇〇〇の中で〇〇〇〇をやっている時に、カリンのエキスを作って加工品として売ろうということでその当時やったんだそうです。そして今カリンは〇〇〇〇の〇〇〇〇の方でカリンのエキスとして抽出しているそうです。これは〇〇〇〇で全部出荷してその残りを一応持って行ってカリンのエキスにしているということです。これからの中ではやはりこの加工品乾麺〇〇〇〇とカリンのエキスを中心に加工品を主に売って、今は〇〇〇〇ですがインターネットを使ってやっていきたいという考えのようです。そのような方ですからこれからもやっていくと思いますのでよろしくご審議の程お願いします。

議長

はい、ありがとうございました。それでは〇〇〇〇さんの件に付きましてご質問ご意見等ある方は挙手をお願いします。

特にないようでしたら採決に移らせていただきます。適当であるという方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。全員の賛成をいただきましたので決定とさせていただきます。

それでは以上で議事の方は終了とさせていただきますが、トータルでご意見ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。特に無いようですので以上で審議の方は終了とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

16時22分議案終了

議事録署名人_____

議事録署名人_____